

# 一般社団法人医療情報標準化推進協議会

## 広報委員会規則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人医療情報標準化推進協議会（以下本法人と称す）の定款施行規則第12条に基づき設置する広報委員会（以下本委員会と称す）の業務を規定する。

(職務)

第2条 本委員会は、本法人の定款第4条第1項第(2)号及び第(5)号に定める事業を行う。

### 第2章 広報委員会の構成及び開催

(構成)

第3条 本委員会は、必要に応じて副委員長を置くことができる。

(開催)

第4条 本委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 本委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 本委員会委員は、テレビ会議または電話会議（以下「テレビ会議等」という）を利用して、本委員会の審議及び決議に参加することができる。当該委員は前項出席者数に算入する。

(議長及び議決)

第5条 本委員会の議長は、委員長が務める。

- 2 委員長がやむを得ず委員会に出席できない場合は、副委員長が議長を代行することができる。
- 3 本委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。
- 4 定款施行規則第10条第5項が定めるオブザーバーは、議決には参加出来ない。
- 5 賛否同数の場合は、議長の判断によって決する。

### 第3章 議事録

(議事録の作成)

第6条 本委員会の審議の結果は、定款施行規則第14条に定めるところにより、事務局が議事録を作成する。

2 議事録は、事務局が委員会に出席出来ないときは、委員長が議事録作成者を指名する。

#### 第4章 広報委員会規則の改廃

(改廃)

第7条 本規則は、本委員会が起案し、運営会議の審議を経て、理事会の議をもって改廃できる。

附則

本規則は2021年（令和3年）12月27日より実施する。